

川西市議会告示第 号

川西市議会新型コロナウイルス感染症ワクチン接種調査委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年5月27日

川西市議会議長 平岡 譲

川西市議会新型コロナウイルス感染症ワクチン接種調査委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種(以下「ワクチン接種」という。)に関し、市議会と執行機関で情報共有を図るため、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(運営)

第2条 委員会は、川西市議会基本条例(平成29年川西市条例第15号)第25条第1項の規定に準じ、必要な協力又は支援を行うものとする。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

ワクチン接種に係る市の対応に関すること。

ワクチン接種に係る情報の収集及び提供に関すること。

(委員の構成)

第4条 委員会の委員は、議長、副議長及び各会派の代表者をもって構成する。

2 各会派の代表者の人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

議長、副議長を除く所属議員(以下「所属議員」という。)が4人以下の会派

1人

所属議員が5人以上の会派

2人

(会議)

第5条 議長は、委員会を招集し、その会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長が不在のとき、その職務を代理する。

3 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関しては、川西市議会会議規則(平成4年川西市議会規則第1号)の定めるところによる。

(発言)

第 6 条 会議において、委員は、第 2 条で定める委員会運営の趣旨を踏まえて発言するものとする。

(会議の公開)

第 7 条 委員会は、これを公開する。ただし、議長が委員会に諮り非公開とすることができる。

2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、川西市議会委員会傍聴規程（平成 4 年川西市議会規程第 3 号）の規定の例による。

(会議録)

第 8 条 委員会は、会議録を作成する。

2 会議録の取扱いについては、川西市議会委員会等会議録取扱規程（平成 4 年川西市議会規程第 4 号）の規定の例による。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、議長が定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。